

問合せの多い内容にお答えします

産前産後休業中の保険料（掛金）を申出により免除しています。この制度について、問合せの多い内容にお答えします。

Q1 産前産後休業保険料（掛金）免除申出書は、いつ提出すればいいですか？

A1 今まで当初（出産前）と出産後の2回提出していただいていたのですが、令和4年1月に新しい様式に変更され、出産後1回の提出に変更になりました。
※申出書には、当初・出産後の欄に記入していただき、それぞれの添付書類が必要となります。

Q2 産前産後休業保険料（掛金）免除申出書の添付書類は、何が必要ですか？

A2 ① 休暇承認期間の分かる書類（当初・出産後）と② 出産予定日・出産日を証明する書類の写しを提出してください。いずれも所属所長による原本証明は必要ありません。

① 休暇承認期間の分かる書類の例

休暇・職免等処理簿、出勤簿、欠員補充申請の書類、マスターカード（東京都教職員給与システムにより給与が支給されている場合）

※育児休業承認報告書では証明できません。また、添付書類と申出書に記載されている期間が一致しているか、提出する前に必ず確認してください。

② 出産予定日・出産日を証明する書類の例

当初 母子手帳、妊娠証明書、診断書の写し
出産後 母子手帳、出生証明書、出産費用明細書、住民票（マイナンバーの記載がないもの）の写し

※出産予定日・出産日は、欠員補充申請の書類またはマスターカードに記載されている日では証明できません。

Q3 産休中であるのに、保険料（掛金）が免除になっていません。なぜでしょうか？

A3 休暇期間と保険料（掛金）免除期間は必ずしも一致しないため、産休中であっても保険料（掛金）免除期間に当たらないことがあります。

いわゆる産休と呼ばれるものには、「産前産後休業」と東京都などで実際に休暇期間として承認している「妊娠出産休暇」があり、それぞれ期間が異なります。

産前産後休業（単胎の場合）

- ① 出産日より前6週間（42日間）※出産日が出産予定日より遅れた場合は出産予定日より前6週間
- ② 出産日後8週間（56日間）

妊娠出産休暇期間（単胎の場合）

妊娠中・出産後あわせて16週間（112日間）

保険料（掛金）の免除期間は、「産前産後休業」を開始した日の属する月から、終了する日の翌日が属する月の前月までです。「産前産後休業」と「妊娠出産休暇」は期間に差があるため、休暇期間中であっても保険料（掛金）免除期間には当たらないことがあります。



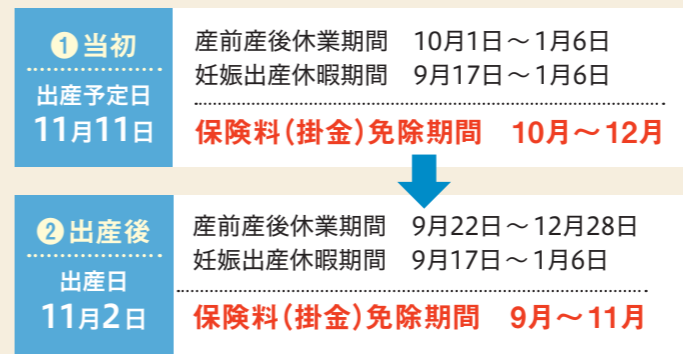
この例の場合、免除期間は10月～12月だね。

そのとおり！産前産後休業期間中でない9月や月末が属していない1月は免除にならないんだ。

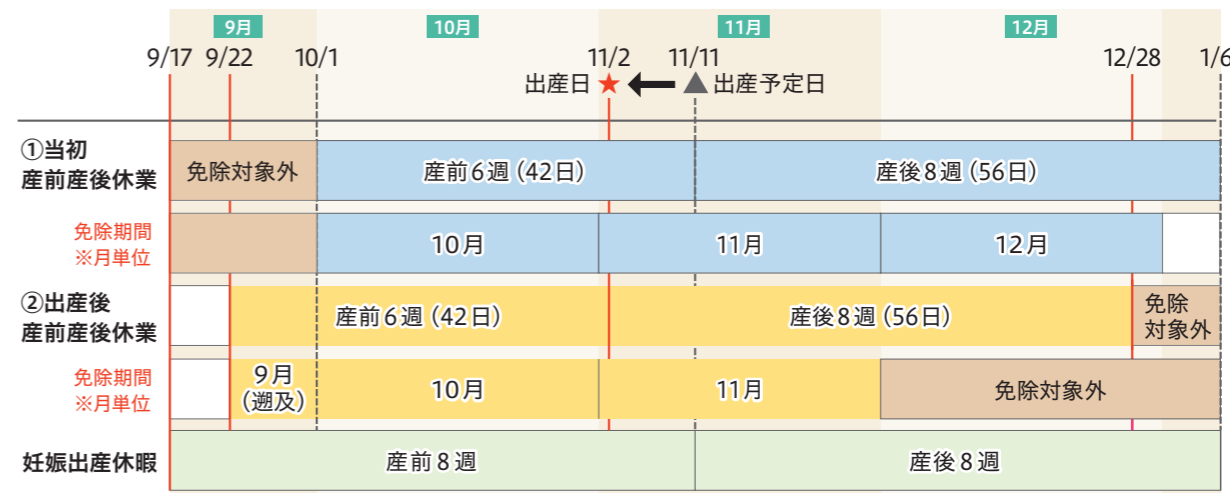
Q4 出産前と出産後で保険料（掛金）免除期間が変わっています。なぜでしょうか？

A4 以下のように、出産予定日と出産日が一致しない場合は、保険料（掛金）免除期間が変わります。産前産後休業保険料（掛金）免除申出書は、新様式で出産後1回提出してください。

例（単胎の場合）



保険料（掛金）免除期間は、出産日を基準にして変わるから注意してね。



この例の場合、9月は遡って免除になるけど、12月は月末が属していないので免除にならないよ。

12月に期末手当等が支給されている場合は、期末手当等の保険料（掛金）も、免除対象外になるね。

+α

育児休業から産前産後休業への切替えに伴い、育児休業期間が変更（短縮）になった場合は、「育児休業保険料（掛金）免除申出書」も必ず提出してください。

さらに詳しく知りたい方は、公立学校共済組合 東京支部ホームページの事例集をご覧ください。
<https://www.kouritu.or.jp/tokyo/tetsuduki/kyosai/kakekinmenjyo/sankyu/index.html>



問合せ先 福利厚生課経理担当 ☎ 03-5320-6822